

# SB パートナーズ通信サービス契約約款

令和 3 年 1 2 月 1 日

# 目 次

## 第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

## 第2章 SB パートナーズ通信サービスの種類等

- 第4条 SB パートナーズ通信サービスの種類
- 第5条 営業区域

## 第3章 SB パートナーズ通信サービスに係る契約

- 第6条 契約の種別
- 第7条 契約の単位
- 第8条 SB パートナーズ通信サービス契約申込みの方法
- 第9条 SB パートナーズ通信サービス契約申込みの承諾
- 第10条 契約者識別番号
- 第11条 請求による契約者識別番号の変更
- 第12条 契約者回線の利用の一時中断
- 第13条 その他の提供条件
- 第14条 SB パートナーズ通信サービス利用権の譲渡
- 第15条 SB パートナーズ通信サービス契約者の地位の承継
- 第16条 SB パートナーズ通信サービス契約者の氏名等の変更の届出
- 第17条 SB パートナーズ通信サービス契約者が行う SB パートナーズ通信サービス契約の解除
- 第18条 当社が行う SB パートナーズ通信サービス契約の解除
- 第19条 SB パートナーズ通信サービス契約者の契約者確認

## 第4章 付加機能

- 第20条 付加機能の提供等
- 第21条 付加機能の利用の一時中断

## 第5章 USIM カードの貸与等

### 第1節 USIM カードの貸与等

- 第22条 USIM カードの貸与
- 第23条 契約者識別番号の登録等
- 第24条 USIM カードの変更
- 第25条 USIM カードの返還

### 第2節 自営端末設備の接続等

- 第26条 自営端末設備の接続
- 第27条 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 第28条 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い
- 第29条 自営端末設備の電波法に基づく検査

## 第6章 自営電気通信設備の接続等

- 第30条 自営電気通信設備の接続
- 第31条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 第32条 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い
- 第33条 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

## 第7章 利用中止及び利用停止

- 第34条 SB パートナーズ通信サービスの利用中止
- 第35条 SB パートナーズ通信サービスの利用停止

## 第8章 通信

### 第1節 通信の種類等

第36条 通信の種類等

第37条 契約者回線との間の通信

第38条 相互接続接点との間の通信

### 第2節 通信利用の制限等

第39条 通信利用の制限

第40条 通信の切断

第41条 通信時間等の制限

### 第3節 通信時間等の測定等

第42条 通信時間等の測定等

## 第9章 料金等

### 第1節 料金及び工事費

第43条 料金及び工事費

### 第2節 料金等の支払い義務

第44条 基本使用料等の支払い義務

第45条 通信料の支払い義務

第46条 解除料の支払い義務

第47条 手続きに関する料金の支払い義務

第48条 ユニバーサルサービス料の支払い義務

第48条の2 電話リレーサービス料の支払い義務

第49条 証明手数料の支払い義務

第50条 付随サービスに関する料金等の支払い義務

第51条 工事費の支払い義務

第51条の2 契約者以外の者による料金の支払い

### 第3節 料金の計算等

第52条 料金の計算等

### 第4節 預託金

第53条 預託金

### 第5節 割増金及び延滞利息

第54条 割増金

第55条 延滞利息

### 第6節 相互接続通信の料金の取扱い

第56条 相互接続通信の料金の取扱い

### 第7節 債権の譲渡等

第57条 債権の譲渡等

## 第10章 保守

第58条 当社の維持責任

第59条 契約者の維持責任

第60条 契約者の切分責任

第61条 修理又は復旧

## 第 11 章 損害賠償

第 62 条 責任の制限

第 63 条 免責

## 第 12 章 雑則

第 64 条 特定事業者との特定事業通信サービス契約の締結

第 65 条 発信者番号通知

第 66 条 発着信規制

第 67 条 承諾の限界

第 68 条 利用に係る SB パートナーズ通信サービス契約者の義務

第 69 条 工事等の端末設備の持込み

第 70 条 インターネット接続サービスの利用等

第 71 条 有料情報サービスに係る債権の譲受け等

第 72 条 回収代行サービスに係る取扱い

第 73 条 契約者に係る個人情報の利用

第 74 条 契約者に係る個人情報の第三者提供

第 75 条 法令に関する事項等

第 76 条 電気通信サービスの休止及び廃止

第 77 条 合意管轄

第 78 条 準拠法

## 第 13 章 付随サービス

第 79 条 付随サービス

## 料金等の適用

別 表

別 記

附 則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

**第1条** 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づきこのSBパートナーズ通信サービス契約約款（料金等の適用、別表、別記及び料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより、SBパートナーズ通信サービスを提供します。

### (約款の変更)

**第2条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法、文字メッセージ（メッセージ通信モードにより送受信されるメッセージをいいます。以下同じとします。）を配信する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

### (用語の定義)

**第3条** この約款、注及び別記においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3G4G通信網	ソフトバンク株式会社（以下、「特定事業者」といいます。）が定める3G通信サービス契約約款及び4G通信サービス契約約款並びに当社が定める約款に基づいて提供するFDD-LTE方式又はDS-CDMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。）
SBパートナーズ通信サービス	3G4G通信網を使用して行う電気通信サービスであって、当社が提供するもの
サービス取扱所	(1) SBパートナーズ通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりSBパートナーズ通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
SBパートナーズ通信サービス契約	当社からSBパートナーズ通信サービスの提供を受けるための契約
SBパートナーズ通信サービス契約者	当社とSBパートナーズ通信サービス契約を締結している者
音声通話契約	当社から音声通話サービスの提供を受けるための契約
音声通話契約者	当社と音声通話契約を締結している者
データ専用契約	当社からデータ専用サービスの提供を受けるための契約
データ専用契約者	当社とデータ専用契約を締結している者

移動無線装置	SB パートナーズ通信サービスに係る契約に基づいて陸上（河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り又は受けるためのSB パートナーズ通信サービスに係る電気通信設備
取扱所交換設備	サービス取扱所に設置される交換設備
契約者回線	SB パートナーズ通信サービスに係る契約に基づき、無線基地局設備と契約の申込者又は契約の締結者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は、同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成16年総務省令第15号）第3条に規定する種類の端末装備の機器
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者（事業法第10条第1項の規定に基づき登録を受けた者又は事業法第16条第1項に基づき届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
USIM カード	契約者識別番号（契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。以下同じとします。）その他の情報の小型記憶装置であって、当社がSB パートナーズ通信サービスの提供にあたって契約者に貸与し、その契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの
相互接続点	特定事業者と特定事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（特定事業者が特定事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（3G4G 通信網に係るものに限りません。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続
契約者回線等	3G4G 通信網、電話網、又はパケット通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等
協定事業者	特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
携帯電話事業者	当社又は協定事業者であって、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。）に規定する音声伝送携帯電話番号を用いて携帯電話サービスを提供する電気通信事業者
PHS 事業者	協定事業者であって、番号規則に規定する音声伝送携帯電話番号を用いてPHS サービスを提供する電気通信事業者
固定電気通信事業者	協定事業者であって、国内固定電気通信役務を提供する電気通信事業者
選択中継事業者	協定事業者であって、番号規則に規定する事業者設備識別番号を用いて相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者
IP 電話事業者	協定事業者であって、番号規則に規定する固定電話番号又は特定 IP 電話番号を用いて、インターネットプロトコルにより電気通信サービスを提供する電気通信事業者
国際電気通信事業者	協定事業者であって、国際固定電気通信役務を提供する電気通信事業者

海外事業者	事業法第 40 条の規定に基づき認可を受け、当社と電気通信業務に関する協定を締結した本邦外の政府又は者若しくは法人
BWA アクセスサービス事業者	協定事業者であって、BWA アクセスサービスを提供する電気通信事業者
相互接続通信	契約者回線と相互接続点との間の通信
国際通信	通話モード又はデジタル通信モードにより行われる相互接続通信であって、当社が別に指定する番号等を使用して本邦と本邦外との間で行われるもの
メッセージデータ	契約者識別番号を利用して送受信されるメッセージ(メッセージ通信モードにより送受信されるものを除きます。)又は当社が付与するメールアドレスを利用して一般通信により送受信されるメッセージ
電子メール	当社が付与するメールアドレス又は契約者識別番号を利用して相互接続通信により送受信されるメッセージ
課金対象パケット	契約者回線と取扱所交換設備又は相互接続点との間において伝送される符号又は影像等(制御信号等のうち符号又は影像とみなされるものを含まず。以下同じとします。)を含むパケット
特定電子メール	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)(以下「特定電子メール法」といいます。)第 2 条第 2 項に規定する特定電子メールに該当すると当社が認めたメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージ。
起算日	当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日
料金月	1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号)により算出された額に基づいて当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和 2 年法律第 53 号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和 2 年総務省令第 110 号)により算出された額に基づいて当社が定める料金

## 第2章 SB パートナーズ通信サービスの種類等

### (SB パートナーズ通信サービスの種類)

第4条 SB パートナーズ通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
音声通話サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が特定事業者又は Wireless City Planning 株式会社であって、USIM カードを装着したものに限り、以下この条において同じとします。）との間に電気通信回線を設定して提供する SB パートナーズ通信サービスであって、通話モード、デジタル通信モード、パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信による通信を行うことができるもの
データ専用サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が特定事業者又は Wireless City Planning 株式会社であって、USIM カードを装着したものに限り、以下この条において同じとします。）との間に電気通信回線を設定して提供する SB パートナーズ通信サービスであって、パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信による通信を行うことができるもの

### (営業区域)

第5条 SB パートナーズ通信サービスの営業区域は、当社が別に定めるところによります。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところ等端末設備が在圏する場所により、SB パートナーズ通信サービスの全部又は一部を利用することができない場合があります。



### 第3章 SB パートナーズ通信サービスに係る契約

#### (契約の種別)

第6条 SB パートナーズ通信サービス契約には次の種別があります。

- (1) 音声通話契約
- (2) データ専用契約

#### (契約の単位)

第7条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のSB パートナーズ通信サービス契約を締結します。この場合、SB パートナーズ通信サービス契約者は、1のSB パートナーズ通信サービス契約につき1人に限ります。

#### (SB パートナーズ通信サービス契約申込みの方法)

第8条 SB パートナーズ通信サービス契約の申込みをするときは、次のいずれかの方法で申込みを行っていただきます。

- (1) 当社所定の契約申込書をサービス取扱所へ提出する方法。
  - (2) インターネット（主として通話以外の通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。）を経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所へ送信する方法。
- 2 第1項の場合において、SB パートナーズ通信サービス契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。
- 3 第1項の場合において、携帯電話・PHS 番号ポータビリティ（契約者識別番号を変更することなく、携帯電話サービス及びPHS サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）の利用を希望するときは、音声通話契約の申込みに先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

#### (SB パートナーズ通信サービス契約申込みの承諾)

第9条 当社は、SB パートナーズ通信サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 契約者回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) SB パートナーズ通信サービス契約の申込みをした者がSB パートナーズ通信サービス等の料金その他の債務（この約款に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（その契約約款及び料金表に規定する料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠っておそれがあるとき。
  - (3) SB パートナーズ通信サービス契約の申込みをした者がSB パートナーズ通信サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において第68条（利用に係るSB パートナーズ通信サービス契約者の義務）の規定に現に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
  - (4) 第8条（SB パートナーズ通信サービス契約申込みの方法）で規定する当社所定の申込書の提出若しくは当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかったとき、又はそ

れらに虚偽若しくは事実と反する記載があることが判明したとき。

- (5) SB パートナース通信サービス契約の申込みをした者について、本人確認（当社が別に定める方法により、契約者情報（氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報をいいます。以下同じとします。）の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）ができないとき。
- (6) SB パートナース通信サービス契約の申込みをした者が法人であるとき。
- (7) SB パートナース通信サービス契約の申込みをした者が未成年者であるとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

#### **(契約者識別番号)**

**第 10 条** SB パートナース通信サービスの契約者識別番号は、当社が定めます。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき又は第 8 条（SB パートナース通信サービス契約申込の方法）第 3 項の規定による携帯電話・PHS 番号ポータビリティの利用の申し出に関して虚偽又は事実と反することが判明したときは、SB パートナース通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、SB パートナース通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを SB パートナース通信サービス契約者に通知します。
- 4 当社は、前 3 項の規定によるほか、第 61 条（修理又は復旧）第 3 項の規定による場合は、SB パートナース通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

#### **(請求による契約者識別番号の変更)**

**第 11 条** SB パートナース通信サービス契約者は、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が現に迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

- 2 SB パートナース通信サービス契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。
- 3 前項の請求があったときは、当社は、次の条件を満たす場合に限り、その請求を承諾します。
  - (1) その請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている SB パートナース通信サービス契約者からのものであると当社が認めたとき。
  - (2) その SB パートナース通信サービスに係る SB パートナース通信サービス利用権（SB パートナース通信サービス契約者が SB パートナース通信サービス契約に基づいて SB パートナース通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）に差押（国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分及びその例による滞納処分にあつては参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分がなされていないとき。
  - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 4 当社は、前項の規定にかかわらず、その SB パートナース通信サービスに係る契約者識別番号の変更の取扱いについて捜査機関から要請があったときは、当該要請の内容に従って SB パートナース通信サービスの契約者識別番号の変更を承諾しない場合があります。
- 5 当社は、SB パートナース通信サービス契約者が契約者識別番号の請求に当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したときは、その承諾を取り消すものとします。

#### **(契約者回線の利用の一時中断)**

**第 12 条** 当社は、SB パートナース通信サービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（契約者回線及び契約者識別番号を他に転用することなく、その契約者回線を一時的に利用できないようにす

ることをいいます。以下同じとします。)を行います。

- 2 前項の場合において、その SB パートナーズ通信サービス契約者が USIM カードを共用しているときは、その契約者回線と USIM カードを共用する契約者回線の利用の一時中断を行います。

#### (その他の提供条件)

**第 13 条** SB パートナーズ通信サービスは、当社が別に定める端末設備を利用する場合に限り提供します。

#### (SB パートナーズ通信サービス利用権の譲渡)

**第 14 条** SB パートナーズ通信サービス利用権の譲渡の請求について、当社は承諾しません。

#### (SB パートナーズ通信サービス契約者の地位の承継)

**第 15 条** 相続により SB パートナーズ通信サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただくこととし、これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。

#### (SB パートナーズ通信サービス契約者の氏名等の変更の届出)

**第 16 条** SB パートナーズ通信サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又はメールアドレスに変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。
- 3 SB パートナーズ通信サービス契約者が、第 1 項に規定する届出を怠ったときは、当社が SB パートナーズ通信サービス契約に関し SB パートナーズ通信サービス契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所又はメールアドレス宛に発信した書面は、当該書面が不到達の場合においても、通常その到達すべきときに SB パートナーズ通信サービス契約者に到達したものとみなします。

#### (SB パートナーズ通信サービス契約者が行う SB パートナーズ通信サービス契約の解除)

**第 17 条** SB パートナーズ通信サービス契約者は、SB パートナーズ通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に書面により通知していただきます。

- 2 前項の場合において、音声通話契約者が携帯電話・PHS 番号ポータビリティの利用を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

#### (当社が行う SB パートナーズ通信サービス契約の解除)

**第 18 条** 当社は、第 35 条 (SB パートナーズ通信サービスの利用停止) 第 1 項の規定により SB パートナーズ通信サービスの利用を停止された SB パートナーズ通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その SB パートナーズ通信サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、SB パートナーズ通信サービス契約者が第 35 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、SB パートナーズ通信サービスの利用停止をしないでその SB パートナーズ通信サービス契約を解除することがあります。この場合において、メッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又は別表 1 (付加機能使用料) に規定す

る付加機能（メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能又はプラスメッセージデータ変換機能に限ります。）の利用において、過去に第 68 条（利用に係る SB パートナーズ通信サービス契約者の義務）第 1 項第 6 号から第 9 号の規定に違反し、SB パートナーズ通信サービスの利用を停止されたことがある SB パートナーズ通信サービス契約者が、繰り返し同条各号の規定に違反した場合も同様の取扱いを行うことがあります。

3 当社は、SB パートナーズ通信サービス契約者が携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたときは、その SB パートナーズ通信サービス契約を解除するものとします。

4 当社は、前 3 項の規定により、その SB パートナーズ通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ SB パートナーズ通信サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

5 当社は、第 1 項から第 3 項の規定によるほか、SB パートナーズ通信サービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その SB パートナーズ通信サービス契約に係る SB パートナーズ通信サービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってその SB パートナーズ通信サービス契約を解除します。

#### **（SB パートナーズ通信サービス契約者の契約者確認）**

**第 19 条** 当社は、第 68 条（利用に係る SB パートナーズ通信サービス契約者の義務）第 1 項第 10 号から第 11 号に違反するおそれがある場合等、当社が必要と認める場合又は携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、SB パートナーズ通信サービス契約者に対して、契約者確認（契約者情報を確認するための書類の提出を受け、契約者情報を届け出teいただくことをいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。

2 当社は、前項の規定により SB パートナーズ通信サービス契約者の契約者確認を行うときは、その契約者回線にメッセージ通信モードにより文字メッセージを配信する方法又はその SB パートナーズ通信サービス契約者の住所にあてて書面を送付する方法により行います。

## 第4章 付加機能

### (付加機能の提供等)

**第20条** 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、別表1（付加機能使用料）に規定する付加機能を提供します。

2 当社は、提供する付加機能のうち、別表1（1）（適用）に定めるものに関しては、前項の規定にかかわらず、契約者から請求があったものとして取り扱います。

ただし、契約者から利用拒否等の意思表示があったときは、この限りではありません。

### (付加機能の利用の一時中断)

**第21条** 当社は、第12条（契約者回線の利用の一時中断）に規定する契約者回線の利用の一時中断を行ったときは、付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

## 第5章 USIMカードの貸与等

### 第1節 USIMカードの貸与等

#### (USIMカードの貸与)

**第22条** 当社は、SB パートナーズ通信サービス契約者へ USIM カードを貸与します。この場合において、貸与する USIM カードは、1 の契約につき 1 とし、当社のサービスの種類等に基づき、当社が定めるものとします。

#### (契約者識別番号の登録等)

**第23条** 当社は、次のいずれかに該当する場合には、USIM カードについて、契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

- (1) USIM カードを貸与するとき。
- (2) その他 USIM カードの貸与を受けている契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第 10 条（契約者識別番号）第 2 項の規定において準用する契約者識別番号の規定又は第 61 条（修理又は復旧）第 3 項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

#### (USIMカードの変更)

**第24条** 当社は、SB パートナーズ通信サービス契約者の選択によりサービスの種類等を変更したときは、当社が貸与する USIM カードを変更することがあります。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する USIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

#### (USIMカードの返還)

**第25条** USIM カードの貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、第 22 条（USIM カードの貸与）の規定に基づいて貸与している USIM カードを速やかに当社が指定するサービス取扱所に返還していただきます。

- (1) その SB パートナーズ通信サービスに係る契約を解除し又は解除されたとき。
- (2) その他 USIM カードを利用しなくなったとき。
- (3) 当社が別に定めるサービスの種類の変更を行ったとき。

### 第2節 自営端末設備の接続等

#### (自営端末設備の接続)

**第26条** SB パートナーズ通信サービス契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備（移動無線装置にあっては、特定事業者又は Wireless City Planning 株式会社が無線局の免許を受けることができるもの及び SB パートナーズ通信サービスの契約者回線に接続することができるもの）に限り、を接続するときは、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器、別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第 32 条第 1 項第 5 号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。
  - (1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
  - (2) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
  - (3) その接続が事業法施行規則第31条に規定する場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次のいずれかに該当する場合を除き、その接続が前項第1号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
  - (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
  - (2) 事業法施行規則第32条第1項に規定する場合に該当するとき。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 契約者は、その契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

#### (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

**第27条** 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合するかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で規定する場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

#### (自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

**第28条** 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、その自営端末設備について電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

#### (自営端末設備の電波法に基づく検査)

**第29条** 前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとし、

## 第6章 自営電気通信設備の接続等

### (自営電気通信設備の接続)

**第30条** SB パートナース通信サービス契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、特定事業者又は Wireless City Planning 株式会社が無線局の免許を受けることができるもの及び契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、当社所定の書面によりサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。
  - (1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
  - (2) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
  - (3) その接続により SB パートナース通信サービスに係る電気通信設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で規定する場合に該当するときは除き、その接続が前項第1号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 SB パートナース通信サービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 SB パートナース通信サービス契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

### (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

**第31条** 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第27条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

### (自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

**第32条** 自営電気通信設備（移動無線装置に限り、）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第28条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

### (自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

**第33条** 自営電気通信設備（移動無線装置に限り、）の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては第29条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。



## 第7章 利用中止及び利用停止

### (SB パートナーズ通信サービスの利用中止)

**第34条** 当社は、次のいずれかに該当する場合には、SB パートナーズ通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) SB パートナーズ通信サービスに係る電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 特定の契約者回線から多数の不完了呼（その契約者回線が相手先の応答前に発信を取り止めるものをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
  - (3) 第39条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
  - (4) 第10条（契約者識別番号）第2項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、SB パートナーズ通信サービス等の料金その他の債務が同一料金月内において当社が定める限度額を超えた場合は、SB パートナーズ通信サービスの利用を中止することがあります。この場合において、当社が個別に通知する料金が支払われ、所定の手続きが完了したときは、その利用の中止を解除します。
- 3 当社は、前2項の規定により SB パートナーズ通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

### (SB パートナーズ通信サービスの利用停止)

**第35条** 当社は、SB パートナーズ通信サービス契約者が次のいずれかに該当する場合には、6ヶ月以内で当社が定める期間（SB パートナーズ通信サービス等の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とし、契約者確認ができないときは、契約者確認ができるまでの間とします。）、その SB パートナーズ通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 契約者が、SB パートナーズ通信サービス等の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うサービス取扱所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) 契約者が、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の SB パートナーズ通信サービス等の料金その他の債務、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第53条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (4) SB パートナーズ通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (5) 契約者がその SB パートナーズ通信サービス、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の SB パートナーズ通信サービス又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの利用において第68条（利用に係る SB パートナーズ通信サービス契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第27条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）に定めるところに違反して、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合に当社が行う検査を拒んだとき、又はその検査の結果別記1に定める技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめなかった

とき。

- (8) 第 28 条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第 29 条（自営端末設備の電波法に基づく検査）に定めるところに違反したとき。
- (9) 携帯電話不正利用防止法第 7 条第 1 項又は第 10 条の規定に違反したとき。
- (10) 第 16 条（SB パートナーズ通信サービス契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき又は第 16 条の規定により届け出た内容について事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (11) 携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、第 19 条（SB パートナーズ通信サービス契約者の契約者確認）に規定する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。
- (12) 警察機関が SB パートナーズ通信サービスを用いた犯罪行為を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその契約者回線に係る SB パートナーズ通信サービスの利用を停止する要請があったとき。
- (13) SB パートナーズ通信サービス契約者が、クレジットカード又は預貯金口座の名義人の同意を得ずその他不正な方法で、そのクレジットカード又は預貯金口座を SB パートナーズ通信サービス等の料金その他の債務を支払うために当社に届け出たと当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定により SB パートナーズ通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。

ただし、次に定める場合は、この限りではありません。

- (1) 本条第 1 項第 5 号の規定により、SB パートナーズ通信サービスの利用停止を行う場合（第 68 条（利用に係る SB パートナーズ通信サービス契約者の義務）第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 6 号から第 9 号の規定の違反により、SB パートナーズ通信サービスの利用停止を行う場合に限り。）であって、緊急やむを得ないとき。
- (2) 前項第 12 号又は第 13 号の規定により SB パートナーズ通信サービスの利用停止を行うとき。

## 第8章 通信

### 第1節 通信の種類等

#### (通信の種類等)

第36条 通信には、次の種類があります。

種類	内容
1 一般通信	契約者回線からの通信（相互接続通信となるものを除きます。）
2 相互接続通信	契約者回線と相互接続点との間の通信

2 通信には、次の区別があります。

区別	内容
通話モード	回線交換方式により音声その他の音響の伝送を行うためのもの
デジタル通信モード	回線交換方式により 64Kb/s 以下で符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの
パケット通信モード	パケット交換方式により、符号の伝送を行うためのもの
メッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送（SB パートナース通信サービスに係る電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うためのもの

3 前2項に規定するほか、契約者は、数字又は文字等で作成された情報を受信することができます。受信方法その他の提供条件については当社が別に定めるところによります。

4 前項に規定する情報のうち、緊急速報メール(当社が気象庁の提供する緊急地震速報、津波警報、気象等に関する特別警報及び噴火に関する特別警報(気象業務法施行令(昭和27年11月29日政令第471号)第4条に定める地震動警報及び津波警報並びに同令第5条に定める気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、津波特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報をいいます。))に基づき送信する情報及び当社と災害・避難情報の送信に関する契約を締結した者がその契約に基づき送信する情報)については、第35条(SB パートナース通信サービスの利用停止)の規定にかかわらず、SB パートナース通信サービスの利用を停止されている場合であっても受信することができます。

5 伝送速度は、通信の状況等により変動します。

6 SB パートナース通信サービスに係る通信の条件については、別表及び当社が別に定めるところによります。

7 パケット通信モードによる通信は、当社の営業区域のうち、通信方式により当社が別に定める地域で行うことができます。

#### (契約者回線との間の通信)

第37条 契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が第5条(営業区域)に規定する営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

#### (相互接続点との間の通信)

第38条 相互接続点との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続に伴って行うことができる協定事業者の電気通信設備に係る通信(以下「他社相互接続通信」といい

ます。)は、協定事業者の契約約款及び料金表その他の契約等の規定によることとします。

- 3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、当該協定事業者に係る他社相互接続通信を行うことはできません。

## 第2節 通信利用の制限等

### (通信利用の制限)

第39条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 次に掲げる機関に提供している契約者回線（特定事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線に係る電気通信設備への通信を中止する措置を含みます。）。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記5に定める基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- (2) 特定の相互接続点への相互接続通信の利用を制限する措置。

- 2 当社は、前項の規定によるほか、円滑な電気通信役務の提供の確保又はSBパートナーズ通信サービス契約者の利益のため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備との間の通信が著しくふくそうする場合に、当該協定事業者との間の相互接続点からの相互接続通信（電子メールに係るものであって、メッセージデータ変換機能又はプラスメッセージデータ変換機能を利用する契約者回線へ行われる通信に限ります。）の利用を制限する措置。
- (2) 当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から多数の契約者回線を指定して一括して送出された電子メールであって、指定先のうち実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認知した場合に、当社が設置する電気通信設備（メッセージデータ変換機能又はプラスメッセージデータ変換機能に係るものに限ります。）へのその電子メールの蓄積を拒否する措置。

- (3) 別記 2 に定める連続した時間内に、契約者回線から別記 2 に定める数を超えるメッセージデータの送信又はメッセージ通信モードを利用した通信が行われた場合に、当該契約者回線からのメッセージデータの送信又はメッセージ通信モードを利用した通信を別に定める間制限する措置。
  - (4) インターネット接続機能に係る電気通信設備が著しくふくそうするおそれがあると当社が認めた場合に、当該機能を利用する SB パートナース通信サービス契約者に対し、その機能の全部又は一部を制限する措置。
  - (5) 当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為その他法令に違反する行為により取得された又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行がなされていない若しくはそのおそれが高いと判断し、利用制限端末として取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続された場合に、SB パートナース通信サービスの利用を制限する措置。
  - (6) 契約者がその契約に基づき支払う料金の累計額が、当社が定める基準を超えたときに、国際通信を制限し、及び当社が定める付加機能の利用を停止する措置。
  - (7) 第 68 条（利用に係る SB パートナース通信サービス契約者の義務）第 1 項第 2 号に違反したと当社が認めた場合、当該契約者回線及び自動着信転送機能により転送される相手先（転送が複数回行われる場合はそれぞれの相手先を含みます。）への通信を制限する措置。
  - (8) 無線設備規則、別記 1 の技術基準及び技術的条件又は事業法施行規則第 31 条で定める場合に適合しない自営端末設備が、契約者回線に接続された場合に、SB パートナース通信サービスの利用を制限する措置。
- 3 当社は、前 2 項の規定によるほか、パケット通信モードによる通信に関して、次の措置を執ることがあります。この場合において、当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。
- (1) 当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置
  - (2) 当社が別に定めるデータファイルの圧縮及び一部削除並びに送受信を制限する措置
  - (3) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
  - (4) 一定時間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
  - (5) セッションの設定が長時間継続されたと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
  - (6) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
- 4 前 3 項の規定によるほか、特定事業者の電気通信役務の円滑な提供の確保又は特定事業者の電気通信役務に係る契約者の利益のために必要があると特定事業者が判断し、通信を制限する措置をとった場合には、SB パートナース通信サービスに係る通信が制限されることがあります。
- 5 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにおいて指定された接続先との間の通信を制限する措置を執ることがあります。

#### (通信の切断)

**第 40 条** 当社は、次のいずれかに該当する場合には、通信を切断することがあります。

- (1) 通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難なとき。
  - (2) 通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断したとき。
- 2 前項の規定によるほか、特定事業者の電気通信役務の円滑な提供の確保又は特定事業者の電気通信役務に係る契約者の利益のために必要があると特定事業者が判断し、通信を切断した場合には、SB パートナース通信サービスに係る通信が切断されることがあります。

**(通信時間等の制限)**

**第41条** 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線若しくは協定事業者に係る電気通信設備への通信の利用を制限することがあります。

**第3節 通信時間等の測定等**

**(通信時間等の測定等)**

**第42条** 通信時間、情報量及び通信回数の測定等については、料金等の適用、別表及び当社が別に定めるところによります。

## 第9章 料金等

### 第1節 料金及び工事費

#### (料金及び工事費)

**第43条** 当社が提供する SB パートナーズ通信サービスの料金は、別表及び当社が別に規定する基本使用料、付加機能使用料、通信料、解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、証明手数料及び付随サービスに関する料金とします。

2 当社が提供する SB パートナーズ通信サービスの工事費は、別表5（工事費）に規定する工事費とします。

### 第2節 料金等の支払い義務

#### (基本使用料等の支払い義務)

**第44条** SB パートナーズ通信サービス契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の場合であるときは、1日間とします。）について、別表及び当社が別に定める料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、SB パートナーズ通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、SB パートナーズ通信サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりその SB パートナーズ通信サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその SB パートナーズ通信サービスについての料金
2 USIM カードの変更に伴って、当社の都合により SB パートナーズ通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその SB パートナーズ通信サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

#### (通信料の支払い義務)

**第45条** SB パートナーズ通信サービス契約者は、その契約者回線から行った通信等（当該契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社等が測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金等の適用、別表及び当社が別に定める規定とに基づいて算定した通信料の支払いを要します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信に関する料金について、別段の定めがあるときは、その定めるところによります。
- 3 相互接続通信の料金の支払い義務については、前2項の規定にかかわらず、第56条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定するところによります。
- 4 契約者は、通信料について、SBパートナーズ通信サービスに係る機器の故障等により正しく算定することができなかつたときは、料金等の適用第25項（SBパートナーズ通信サービスに係る機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料の取扱い）の規定により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

#### （解除料の支払い義務）

- 第46条** 契約者は、料金等の適用第29項（解除料の適用）及び当社が別に定める規定に該当する場合には、当社が別に定める料金の支払いを要します。
- 2 前項の場合において、当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項に規定する通知を行う場合、契約者が別に定める解除料の適用除外の適用を受ける期間を、あらかじめメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージを配信する方法（以下、「電子メール等」といいます。）により通知します。この場合において、通常、契約者が当該電子メール等を受信すべきときに、契約者に到達したものとみなします。
  - 3 前項の規定にかかわらず、当社が電子メール等を送信できないと判断した契約者に対しては、書面により通知します。

#### （手続きに関する料金の支払い義務）

- 第47条** 契約者は、SBパートナーズ通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表3（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
- ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合において、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

#### （ユニバーサルサービス料の支払い義務）

- 第48条** 契約者は、別表4（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

#### （電話リレーサービス料の支払い義務）

- 第48条の2** 契約者は、別表4の2（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

#### （証明手数料の支払い義務）

- 第49条** 契約者は、別表6（証明手数料）に規定する証明手数料の支払いを要します。

#### （付随サービスに関する料金等の支払い義務）

- 第50条** 契約者は、別表7（付随サービスに関する料金等）に規定する付随サービスに関する料金等の支払いを要します。

#### （工事費の支払い義務）

- 第51条** 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表5（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。



ただし、工事の着手前にその契約の解除又は工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があった時までに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### （契約者以外の者による料金の支払い）

**第 51 条の 2** 契約者及び契約者以外の者（以下この条において「支払者」といいます。）の同意のもと、契約者の SB パートナーズ通信サービス等の料金その他の債務及び契約者が当社と契約を締結している他のサービス等に関する料金その他の債務（その契約約款及び料金表等に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、契約者の SB パートナーズ通信サービス等の料金その他の債務と併せて、以下「契約者の債務」といいます。）の支払いについて、支払者に請求先を設定する申込みがあり、当社がそれを承諾した場合は、当社は申し込まれた支払者に契約者の債務の支払いを請求します。この場合であっても、支払者は契約者のために請求先として設定されるものであり、契約者の債務は、契約者が負担しているものとします。

- 2 前項の規定により、当社が支払者に契約者の債務の支払いを請求している場合、支払者が契約者の債務について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社は契約者に契約者の債務の支払いを請求することがあります。

### 第 3 節 料金の計算等

#### （料金の計算等）

**第 52 条** 料金の計算方法並びに料金の支払い方法は、料金等の適用に定めるところによります。

### 第 4 節 預託金

#### （預託金）

**第 53 条** SB パートナーズ通信サービス契約者は、次のいずれかに該当する場合には、SB パートナーズ通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) SB パートナーズ通信サービスに係る契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 第 35 条（SB パートナーズ通信サービスの利用停止）第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による利用の停止があり、その利用の停止が解除されるとき。

- 2 預託金の額は、当社が別に定める額（1 契約ごとに 10 万円以内とします。）とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、SB パートナーズ通信サービスに係る契約の解除等により預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

### 第 5 節 割増金及び延滞利息

#### （割増金）

**第 54 条** 契約者は、料金の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を

加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### (延滞利息)

**第55条** 契約者は、SB パートナース通信サービス等の料金その他の債務（預託金及び延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

### 第6節 相互接続通信の料金の取扱い

#### (相互接続通信の料金の取扱い)

**第56条** 契約者、協定事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者又は他社公衆電話（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が街頭その他の場所に電話機等（電話機及びこれに付随する設備をいいます。）を設置して公衆の利用に供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱い等については、相互接続協定に基づき別記3に定めるところによります。
- 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者がその契約約款及び料金表に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- 4 協定事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者又は他社公衆電話の利用者は、当社が測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金等の適用、別表及び当社が別に定める規定とに基づいて算定したその相互接続通信に係る債権を、別記3に定めるところにより当社が当該通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、協定事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者又は他社公衆電話の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 5 前項の規定により協定事業者に譲渡する債権については、第52条（料金の計算等）、第54条（割増金）及び第55条（延滞利息）の規定にかかわらず、当該通信に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
- 6 契約者は、別記3に定めるところにより、他社相互接続通信により生じた協定事業者の債権を当社が当該通信に係る協定事業者から譲り受け、その債権額をその通信に伴って行われた相互接続通信の料金に合算して請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 7 前項の規定により協定事業者から譲り受けた債権については、SB パートナース通信サービスの通信料とみなし、第52条（料金の計算等）、第54条（割増金）及び第55条（延滞利息）の規定に準じて取り扱います。

### 第7節 債権の譲渡等

#### (債権の譲渡等)

**第57条** SB パートナース通信サービス契約者は、当社がSB パートナース通信サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、特定事業者に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び特

定事業者は、SB パートナーズ通信サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 SB パートナーズ通信サービス契約者は、当社が前項の規定に基づき特定事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（特定事業者が SB パートナーズ通信サービス契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限りです。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第 35 条（SB パートナーズ通信サービスの利用停止）の規定に基づきその SB パートナーズ通信サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（特定事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限りです。）を当社が特定事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 3 SB パートナーズ通信サービス契約者は、当社が第 1 項の規定に基づき特定事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限りです。）を特定事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

## 第 10 章 保守

### (当社の維持責任)

**第 58 条** 当社は、SB パートナーズ通信サービスに係る電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

### (契約者の維持責任)

**第 59 条** 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別記 1 に定める技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持していただきます。

### (契約者の切分責任)

**第 60 条** 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他 SB パートナーズ通信サービスに係る電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所等において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により SB パートナーズ通信サービスに係る電気通信設備に故障がないと判定した場合には、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### (修理又は復旧)

**第 61 条** 当社は、SB パートナーズ通信サービスに係る電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 39 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順序に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条第 1 項第 1 号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの

	電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記5に定める基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの 国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

- 3 当社は、SB パートナーズ通信サービスに係る電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

## 第 11 章 損害賠償

### (責任の制限)

**第 62 条** 当社は、SB パートナーズ通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その SB パートナーズ通信サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、SB パートナーズ通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した当該 SB パートナーズ通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 当社が別に定める料金種別に対応する基本使用料及び別表 1（付加機能使用料）（当社が別に定めるものを除きます。）に規定する料金。

(2) 別表 2（固定電気通信事業者から契約者回線へ行った通信に係る料金額）及び別に定める通信料に規定する料金（SB パートナーズ通信サービスを全く利用できない状態が連続した時間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料（前 6 料金月の実績を把握する事が困難な場合には、SB パートナーズ通信サービスをまったく利用できない状態が生じた日数の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料を元に算出します。))。

3 第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金等の適用の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により SB パートナーズ通信サービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

### (免責)

**第 63 条** 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号又はメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

## 第 12 章 雑則

### (特定事業者との特定事業通信サービス契約の締結)

**第 64 条** SB パートナーズ通信サービス契約の申し込みの承諾を受けた者は、特定事業者が定める 3G 通信サービス契約約款の規定に基づいて、特定事業者と特定事業通信サービス契約を締結したこととなります。

2 前項の規定により特定事業通信サービス契約を締結した SB パートナーズ通信サービス契約者は、特定事業通信サービスの利用があったときは、特定事業者が定める 3G 通信サービス契約約款の規定に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

### (発信者番号通知)

**第 65 条** 契約者回線からの通信（通話モード又はデジタル通信モードに限ります。以下この条において同じとします。）については、その契約者回線の契約者識別番号を着信先の契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点へ通知します。

ただし、その通信について発信者がこの取扱いを拒むときは、この限りではありません。

### (発着信規制)

**第 66 条** 当社は、契約者回線から行う通信又は契約者回線へ行われる通信について、契約者があらかじめ端末設備のボタン操作等により行った指定に基づき規制（以下「発着信規制」といいます。）を行います。

2 発着信規制には、次の種類があります。

種 類	内 容
発信規制	契約者回線から行う通信を規制するもの
着信規制	契約者回線へ行われる通信を規制するもの

3 発信規制には、次の区分があります。

区 分	内 容
発信規制 I	契約者回線から行う通信（番号規則に規定する緊急通報番号を用いて行う緊急機関への通信を除きます。）を規制するもの
発信規制 II	契約者回線から本邦外へ行う通信を規制するもの

4 着信規制には、次の区分があります。

区 分	内 容
着信規制 I	契約者回線へ行われる通信を規制するもの

5 発着信規制は、次のいずれかに該当する場合には、利用することができないことがあります。

- (1) 契約者回線に発着信規制の指定ができない種類の端末設備を接続しているとき。
- (2) 自動着信転送機能又は留守番通信機能を利用しているとき。

### (承諾の限界)

**第 67 条** 当社は、契約者から手続きその他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるとき、又は SB パートナーズ通信サービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (利用に係る SB パートナーズ通信サービス契約者の義務)

**第 68 条** 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 自営端末設備（移動無線装置に限ります。）を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災又は事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し又は当社が提供する付加機能を利用して多数の通信を行う等通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社が貸与している USIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。

(5) 当社が貸与している USIM カードを善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) メッセージ通信モード又は別表 1（付加機能使用料）に規定する付加機能（メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能又はプラスメッセージデータ変換機能とします。以下この条において同じとします。）の利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。

また、同一の契約者回線において繰り返し第 39 条（通信利用の制限）第 2 項第 3 号の規定による制限を受けた場合は、当社は、当該契約者回線を使用している契約者により本項の義務違反があったものとみなして取扱うことがあります。

なお、別記 6 に定める不適切な行為に該当すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(7) メッセージ通信モードの利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メール法に定める表示を行うこと。

(8) メッセージ通信モードの利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メールを送信しないように求める旨を当該送信者に通知した者に対して、特定電子メールの送信を行わないこと。

(9) 前各号によるほか、特定電子メール法の規定に違反してメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージを送信する行為を行わないこと。

(10) 携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して、SB パートナーズ通信サービスの提供に係る端末設備を貸与しないこと。

(11) 当社が貸与している USIM カードを業として貸与する場合には、その貸与を受けようとする者を特定する情報（氏名及び住所若しくは連絡先（当該 USIM カードに係る契約者識別番号を除きます。）又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地とします。）を確認すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して当社が貸与している USIM カードを亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕その他工事等に必要の費用を支払っていただきます。

#### （工事等の端末設備の持込み）

**第 69 条** 契約者は、次のいずれかに該当する場合には、その自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。）、自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。）又は USIM カードを当社が指定した期日までに当社が指定するサービス取扱所へ持ち込んでいただきます。

(1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。

(2) 第 26 条（自営端末設備の接続）第 3 項若しくは第 27 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく自営端末設備の検査又は第 30 条（自営電気通信設備の接続）第 3 項若しくは第 31 条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。

(3) 電波法に基づく自営端末設備の検査を受けるとき。



#### (インターネット接続サービスの利用等)

**第70条** 契約者は、インターネット接続サービス(SB パートナース通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

- 2 当社は、インターネット接続サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、責任を負わないものとします。
- 3 前2項の規定によるほか、インターネット接続サービスの利用に関するその他の提供条件については、この約款に規定するところによります。

#### (有料情報サービスに係る債権の譲受け等)

**第71条** 契約者は、有料情報サービス(SB パートナース通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、その有料情報等を提供する者(以下「情報提供者」といいます。))が、当社が別に定めるところにより当社と合意したうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用により生じた情報提供者の債権を、当社がその情報提供者から譲り受け、SB パートナース通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスを利用することができます。この場合において、契約者は、有料情報サービスの利用により生じた情報提供者の債権(契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)を当社がその情報提供者から譲り受け、その債権額を(SB パートナース通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社及び情報提供者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 契約者は、当社が指定するサービス取扱所に届け出ていただいた上で、有料情報サービスの利用規制をすることができます。
- 4 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等に関して、当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 5 当社は、第1項の規定により譲り受ける情報提供者の債権等(当社が別に定めるところにより提供した有料情報サービスの料金を含みます。以下同じとします。)は、SB パートナース通信サービスの料金とみなして取り扱います。この場合において、譲り受ける情報提供者の債権等は、料金月ごとに集計し、請求します。
- 6 前項の場合において、譲り受ける情報提供者の債権等は、当社機器により計算します。
- 7 第1項の規定により譲り受ける情報提供者の債権については、第54条(割増金)及び第55条(延滞利息)並びに料金の適用等の規定に準じて取り扱います。
- 8 有料情報サービスに関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。

#### (回収代行サービスに係る取扱い)

**第72条** 契約者は、回収代行サービス(SB パートナース通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、料金の回収代行について当社の承諾を得た者(以下「商品等提供者」といいます。))が提供する商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供を受ける場合において、その商品等に係る料金をSB パートナース通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。この場合において、契約者は、回収代行サービスの料金(契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)を当社がその商品等提供者の代理人としてSB パートナース通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 契約者は次のいずれかに該当する場合は、回収代行サービスを利用することができないことがあります。

- (1) 回収代行サービスの料金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) SB パートナーズ通信サービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) 回収代行サービスの料金の合計額が、当社が別に定める限度額を超えたとき。
  - (4) その他当社が別に定める基準に適合しないとき又は当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 3 契約者は、当社が指定するサービス取扱所に届け出ていただいた上で、回収代行サービスの利用規制をすることができます。
  - 4 当社は、第 1 項の規定により回収する回収代行サービスの料金について、料金月ごとに集計し、請求します。
  - 5 契約者は、回収代行サービスの料金について支払期日を経過してもなお支払わないときは、その回収代行サービスに係る商品等提供者からの請求に基づき、契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
  - 6 第 1 項の場合において、回収する回収代行サービスの料金は、当社機器により計算します。
  - 7 当社は、回収代行サービスで提供される商品等の瑕疵、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
  - 8 契約者は、回収代行サービスを利用して購入した商品若しくは権利又は提供を受けた役務について、その購入に係る申込みの撤回又は商品の返品若しくは変更等が行われたときであっても、回収代行サービスの料金を、当社が指定する期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金の返還その他の取扱いについて、商品等提供者と協議していただきます。
  - 9 契約者は、回収代行サービスを利用して商品若しくは権利等の購入又は役務の提供に係る申込みが行われた後に、SB パートナーズ通信サービス契約の解除があった場合、その申込みが撤回されたものとして取り扱われる場合があることを承諾していただきます。
  - 10 回収代行サービスに関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。
  - 11 前 10 項の規定によるほか、当社は、回収代行サービスの料金を、商品等提供者からその債権を譲り受けた者（当社が別に定める者に限ります。）の代理人として、SB パートナーズ通信サービスの料金に合算して請求することがあります。この場合におけるその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### (契約者に係る個人情報の利用)

- 第 73 条** 当社は、契約者の氏名、名称、電話番号、住所、請求書の送付先、年齢、性別、選択する料金種別若しくは割引等、設置する端末設備の種類又は支払状況等の情報（契約者を識別できる情報をいいます。以下「契約者に係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- 2 当社は、契約者に係る個人情報について、今後の電気通信業務その他関連する業務の健全な運営又は契約者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。

ただし、当社がこの利用に関連して契約者へ各種通知を行う場合に、あらかじめ契約者から通知を拒む旨の意思表示があったときは、当社はその契約者に対して当該通知を行わないものとします。

#### (契約者に係る個人情報の第三者提供)

- 第 74 条** 当社は、国際電気通信事業者（別記 4 に定める事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者（その国際電気通信事業者の契約約款の規定に基づき電話利用契約（別記 4 に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。）を締結している者若しくは電話利用契約の申込みをした者に係る個人情報を提供する場合があります。
- 2 契約者は、第 17 条（SB パートナーズ通信サービス契約者が行う SB パートナーズ通信サービス契約の解除）又

は第 18 条（当社が行う SB パートナーズ通信サービス契約の解除）の規定に基づき契約を解除した後、現に SB パートナーズ通信サービスの料金その他の支払いがないときは、電気通信事業者（携帯電話事業者、PHS 事業者及び BWA アクセスサービス事業者に限ります。）からの請求に基づき、契約者に係る個人情報を当社が通知することに予め同意するものとします。

3 前項の規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、携帯電話事業者及び PHS 事業者からの請求に基づき、契約者に係る個人情報を当社が通知することに予め同意するものとします。

(1) 第 68 条（利用に係る SB パートナーズ通信サービス契約者の義務）第 1 項第 6 号から第 9 号の違反により、第 35 条（SB パートナーズ通信サービスの利用停止）に基づき、SB パートナーズ通信サービスの利用停止があったとき。

(2) 第 68 条（利用に係る SB パートナーズ通信サービス契約者の義務）第 1 項第 6 号から第 9 号の違反により、第 18 条の規定に基づき、SB パートナーズ通信サービスに係る契約の解除があったとき。

(3) 第 35 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、SB パートナーズ通信サービスの利用停止があったとき。

4 契約者は、その契約者回線からのメッセージ通信モードによる通信又はパケット通信モードによる通信（メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能又はプラスメッセージデータ変換機能の利用による通信に限ります。）について、その通信を受信した携帯電話事業者及び PHS 事業者の契約者からの申告に基づき、当該携帯電話事業者及び PHS 事業者がその契約約款に定める禁止行為に抵触するおそれがあるものと認めたときは、その申告を受けた携帯電話事業者及び PHS 事業者が、他の携帯電話事業者及び PHS 事業者等に当該通信を行った契約者に係る個人情報及び当該通信の内容を通知することに予め同意するものとします。

5 前 4 項によるほか、当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、電気通信事業者等に契約者に係る個人情報を提供する場合があります。

#### （法令に関する事項等）

第 75 条 SB パートナーズ通信サービス等の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

2 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項又は当該事項に関連する内容については、第 26 条（自営端末設備の接続）から第 33 条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）及び第 58 条（当社の維持責任）に定めるところによります。

#### （電気通信サービスの休止及び廃止）

第 76 条 当社は、電気通信サービスの全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、休止又は廃止しようとする電気通信サービスを利用している契約者にそのことを通知します。

ただし、事業法施行規則第 13 条第 2 項に規定する電気通信サービスを休止又は廃止するときは、この限りではありません。

#### （合意管轄）

第 77 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### （準拠法）

第 78 条 この約款の準拠法は、日本法とします。

### 第 13 章 付随サービス

(付随サービス)

**第 79 条** SB パートナーズ通信サービスに関する付随サービスの取扱いについては、料金等の適用第 34 項(付随サービスに関する料金等)、別表 7(付随サービスに関する料金等)に定めるところによります。

## 料金等の適用

### (料金等の設定)

- 1 当社が提供する SB パートナーズ通信サービスの料金は別表に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

### (料金の計算方法等)

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)、通信料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。

- 3 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、3 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、通信料については、当社が別に定める期間を1の料金月として請求します。
- 4 当社は、通信料については、通信の種類等にかかわらず、その全ての料金を合計した額により、支払いを請求します。

### (月額料金の日割り)

- 5 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額料金をその利用日数に応じて日割りします。

ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りではありません。

- (1) 料金月の起算日以外の日に契約者回線の提供の開始があったとき。
  - (2) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
  - (3) 料金月の起算日以外の日に料金額等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (4) 第44条(基本使用料等の支払い義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
  - (5) 4の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 6 5の第1号から第4号の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合において、第44条(基本使用料等の支払い義務)第2項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
  - 7 5の第5号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

### (端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (料金等の支払い)

- 9 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 10 12に規定する料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### (料金の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別な事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- 12 当社は、契約者の1月の支払い額(当社が別に定める料金に係るものに限りです。)が3,000円(税込)に満た

ないときは、2月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

#### (前受金)

13 当社は、料金について、契約者の要請があったときは、前受金には利子を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

#### (消費税相当額の加算)

14 第44条(基本使用料等の支払い義務)から第48条の2(電話リレーサービス料の支払い義務)の規定その他この約款及び料金等の適用に規定する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜価格(消費税相当額を加算しない料金額をいいます。以下同じとします。)に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)で料金を定めるものについては、この限りではありません。

#### (料金等の臨時減免)

15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

16 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社のホームページに掲示する等の方法によりそのことを周知します。

#### (基本使用料の適用)

17 基本使用料の適用については、第44条(基本使用料等の支払い義務)の規定によるほか、この料金等の適用に規定するとおりとします。

#### (料金種別)

18 当社は、当社が別に定める料金種別(以下「料金種別」といいます。)により、基本使用料を適用します。

#### (利用期間の取扱い)

19 利用期間の定めがある料金種別等に係る利用期間の取扱いは、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日(その料金種別に係る取扱いが更新されたものであるときは、その更新があった日とします。)の属する料金月から起算して、当社が別に定める利用期間が経過することとなる料金月の末日をもって満了するものとします。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

#### (付加機能使用料の適用)

20 付加機能使用料の適用については、第44条(基本使用料等の支払い義務)の規定によるほか、この料金等の適用に規定するとおりとします。

#### (通信料の適用)

21 通信料の適用については、第45条(通信料の支払い義務)の規定によるほか、この料金等の適用に規定するとおりとします。

#### (情報量等の測定)

- 22 パケット通信モードに係る通信における課金対象パケット(契約者回線と取扱所交換設備又は相互接続点との間において伝送される符号又は影像等(制御信号等のうち符号又は影像とみなされるものを含みます。以下同じとします。)を含むパケット。以下同じとします。)の情報量は、SBパートナーズ通信サービスに係る機器により測定します。
- 23 パケット通信モードに係る通信に関する料金は、当社が別に定める通信種別ごとの1料金月の課金対象パケットの総情報量について、128byteごとに1の課金対象パケットとし、当社が別に定めるところにより算定した額を適用します。

#### (料金種別の選択等に伴う通信料の適用)

- 24 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、当社が別に定める料金種別に対応する料金額を適用します。

#### (SBパートナーズ通信サービスに係る機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料の取扱い)

- 25 SBパートナーズ通信サービスに係る機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料は次のとおりとします。
- (1) 過去1年間の実績を把握することができるとき  
機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。
  - (2) (1)以外のとき  
把握可能な実績に基づいて次表に規定する方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。
    - ア 過去2か月以上の実績を把握することができる場合  
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
    - イ 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合  
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間に日数を乗じて得た額

#### (各種割引の適用)

- 26 当社は、契約者から届出があつたときは、その契約者回線に係る基本使用料又はその契約者回線から行った通信に関する料金について、当社が別に定めるところにより選択制による割引等を適用します。
- ただし、割引等の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく支障があるときは、その割引等の適用に関する契約者からの届出を承諾しないことがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。

#### (料金種別及び各種割引の変更等)

- 27 契約者は、料金種別の変更又は適用中の割引等の変更若しくは廃止を行うときは、そのことをサービス取扱

所に届け出ていただきます。

28 当社は、契約者が料金種別を変更したときは、適用中の割引等の変更又は廃止を行うことがあります。

#### (解除料の適用)

29 解除料の適用については、第 46 条(解除料の支払い義務)に規定するところによります。

ただし、契約者が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

#### (手続きに関する料金の適用)

30 手続きに関する料金については、第 47 条(手続きに関する料金の支払い義務)に規定するほか、別表に定めるところによります。

#### (ユニバーサルサービス料)

31 ユニバーサルサービス料については、第 48 条(ユニバーサルサービス料の支払い義務)に規定するほか、別表 4(ユニバーサルサービス料)に定めるところによります。

#### (電話リレーサービス料)

31 の 2 電話リレーサービス料については、第 48 条の 2(電話リレーサービス料の支払い義務)に規定するほか、別表 4 の 2(電話リレーサービス料)に定めるところによります。

#### (工事費)

32 工事費の適用については、第 51 条(工事費の支払い義務)に規定するほか、別表 5(工事費)に定めるところによります。

ただし、特別な作業を行う工事についての工事費の額は、当社が別に算定する額とします。

#### (証明手数料)

33 証明手数料については、第 49 条(証明手数料の支払い義務)に規定するほか、別表 6(証明手数料)に定めるところによります。

#### (付随サービスに関する料金等)

34 付随サービスに関する料金等については、第 50 条(付随サービスに関する料金等の支払い義務)に規定するほか、別表 7(付随サービスに関する料金等)に定めるところによります。

#### (料金の減免適用)

35 当社は、手続きに関する料金及び工事費の額について、その態様等を勘案して、その額を減免して適用することがあります。



## 別表

### 1 付加機能使用料

#### (1) 適用

付加機能使用料の適用については、第 44 条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

付加機能使用料の適用	
(1) 付加機能の利用の請求の取扱い等	<p>ア 当社又は特定事業者は、(2)（料金額）又は別に定める付加機能を提供します。</p> <p>ただし、データ専用サービスについては、次に定める付加機能のみに限り提供します。</p> <p>(ア) インターネット接続機能</p> <p>(イ) 位置情報検索機能</p> <p>(ウ) 限度額設定機能</p> <p>(エ) マルチデバイス接続機能</p> <p>(オ) (削除)</p> <p>(カ) 国際アウトローミング機能</p> <p>イ 当社は、次の付加機能について、音声通話契約者から利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(ア) 自動着信転送機能</p> <p>(イ) 留守番通信機能（追加機能においては、着信通知機能に限りです。）</p> <p>(ウ) インターネット接続機能</p> <p>(エ) 国際アウトローミング機能</p> <p>(オ) VoLTE</p> <p>ウ 当社は、次の付加機能について、データ専用サービス契約者から利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(ア) インターネット接続機能</p>

#### (2) 料金額

区分	単位	料金額
自動着信転送【転送電話】 その契約者回線へ行われた通信（パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信を除きます。以下この欄において同じとします。）を、あらかじめ指定された他の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備等に、自動的に転送する（当該契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことによる転送を含みます。）ことができるようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額	無料

	提供条件	<p>(1) 自動着信転送機能を利用する場合の通信時間は、この自動着信転送機能により転送される通信の相手（以下「転送先」といいます。）に接続して通信できる状態にした時刻に、通信を行った者の契約者回線とこの自動着信転送機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>(2) 自動着信転送機能により転送される通信に関する料金については、その自動着信転送機能を利用している契約者回線の契約者が支払いを要します。</p> <p>(3) 自動着信転送機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(4) この自動着信転送機能に係る転送先の契約者等から、その転送される通信について間違い通信等のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の届出がある場合であって、当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。</p> <p>(5) 自動着信転送機能を利用している契約者回線への通信又は自動着信転送機能により転送される通信については、電波が伝わりにくい等のため、その契約者回線に接続されている移動無線装置の在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないとき等は、その直前に確認できた地域（当社が確認できたものとみなす地域を含みます。）に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(6) 留守番通信機能を利用しているときは、利用することができません。</p> <p>(7) 発着信規制を指定しているときは、利用することができない場合があります。</p>	
通信中着信機能【割込電話】	<p>(1) 通信中着信機能 通信（通話モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。）中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことにより、次のことができるようにする機能をいいます。 ア 現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。 イ 現に通信中の通信を切断し、その着信に応答して通信を行うこと。 ウ その着信に応答しないまま切断し、現に通信中の通信を継続すること。</p> <p>(2) 通信中発信機能 その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことにより、次のことができるようにする機能をいいます。 ア 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。 イ 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行っているときに、保留中の通信の切断又は保留中の通信と通信中の通信との同時切断を行うこと。</p>	1 契約者回線 ごとに月額	200円(税抜)

	提供条件	(1) 多者通信機能を利用しているときは利用することができない場合があります。 (2) 当社は、通信中着信機能及び通信中発信機能を一括して提供します。		
多者通信機能【グループ電話】		<p>通信（通話モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。）中に端末設備のボタン操作を行うことにより、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続し、次のことができるようにする機能をいいます。</p> <p>ア 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p> <p>イ 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行っているときに、保留中又は通信中の 1 の通信の切断若しくは保留中又は通信中の全ての通信の同時切断を行うこと。</p> <p>ウ 同時に最大六者までの間で通信を行うこと。</p>	1 契約者回線ごとに月額	200 円(税抜)
	提供条件	通信中着信機能を利用しているときは利用することができない場合があります。		
留守番電話機能【留守番電話プラス】	基本機能	<p>(1) 録音・再生機能 その契約者回線に着信した通信のメッセージの録音及び録音されたメッセージの再生を行う機能をいいます。</p> <p>(2) 不在案内機能 その契約者回線に着信した通信に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在を案内する等の機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	300 円 (税抜)
	追加機能	<p>(1) 着信通知機能 電波が伝わりにくい等により、その契約者回線に着信できなかった通信について、着信通知（着信情報（その通信の日時等に関する情報をいいます。以下この欄において同じとします。）の通知を行うことをいいます。以下この欄において同じとします。）を行う機能をいいます。</p>		
		<p>(2) 録音・再生拡張機能 その契約者回線に着信した通信のメッセージの保存時間及び件数を拡張する機能をいいます。</p>		

	提供条件	<p>(1) 自動着信転送機能の提供を受けている契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 留守番通信機能を利用している契約者回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、その契約者回線に接続されている移動無線装置の在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないとき等は、その直前に確認できた地域（当社が確認できたものとみなす地域を含みます。）に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(3) 当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等から、留守番通信機能へ接続（契約者以外の者が接続する場合を含みます。）するために、当社が定める電気通信番号をダイヤルして行った通信に関する料金は、契約する料金プランの提供条件書に通話料として規定する料金額とし、留守番通信機能を利用している契約者が支払うものとします。この場合において、その通信に関する料金は当社が請求するものとします。</p> <p>(4) 留守番通信機能へは、その契約者回線の留守番通信機能の設定条件により接続します。</p> <p>(5) 留守番通信機能に蓄積できるメッセージの数、1のメッセージの録音時間及び着信通知機能で通知する着信情報等その他の提供条件については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="408 831 1326 1028"> <thead> <tr> <th colspan="2">録音・再生拡張機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄積できるメッセージ件数</td> <td>100件</td> </tr> <tr> <td>1のメッセージの録音時間</td> <td>3分</td> </tr> <tr> <td>1のメッセージの保存時間</td> <td>7日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 着信通知機能に係る着信通知は、メッセージ通信モードにより行います。この場合において、通知する着信情報等の提供状況については、当社が別に定めるところによりします。</p> <p>(7) 留守番通信機能に蓄積できるメッセージ及び着信通知機能で通知する着信情報は、当社が別に定める時間が経過した後消去します。</p> <p>(8) (7)の規定によるほか、留守番通信機能の利用の中止等があったときは、既に録音されているメッセージが消去されることがあります。この場合において、消去されたメッセージの復元はできません。</p> <p>(9) 自動着信転送機能を利用しているときは、利用することができません。</p> <p>(10) 発着信規制を指定しているときは、利用することができない場合があります。</p> <p>(11) 当社は、基本機能を一括して提供します。</p> <p>(12) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによりします。</p>	録音・再生拡張機能		蓄積できるメッセージ件数	100件	1のメッセージの録音時間	3分	1のメッセージの保存時間	7日間
録音・再生拡張機能										
蓄積できるメッセージ件数	100件									
1のメッセージの録音時間	3分									
1のメッセージの保存時間	7日間									
迷惑通信防止機能【ナンバーブロック】	その契約者回線の契約者が指定した電気通信番号（携帯電話事業者、PHS事業者、固定電気通信事業者又は本邦外で電気通信業務を営む者（当社が別に定める者に限ります。）が提供する電気通信サービスの電気通信番号を含みます。以下この欄において同じとします。）を登録し、その登録された電気通信番号に係る契約者回線等（契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備等をいいます。以下この欄において同じとします。）から行われた以後の通信（通話モード及びデジタル通信モードによる通信に限ります。）に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うことができるようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額	100円（税抜）							

	提供条件	<p>(1) 音声通話契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 登録できる電気通信番号は、20 以内とします。</p> <p>(3) 登録できる電気通信番号を超えて登録しようとするときは、現に登録されている電気通信番号のいずれかを消去した後に登録していただきます。</p> <p>(4) 当社は、現に登録中の電気通信番号に係る契約者回線等から行われた通信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(5) (4) に規定する通信に関する料金については、第 45 条（通信料の支払い義務）又は第 56 条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者の支払いを要します。</p> <p>(6) 当社は、SB パートナーズ通信サービスに係る電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電気通信番号を消去することがあります。</p> <p>(7) 当社は、現に登録中の電気通信番号に係る契約者回線から行われる通信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については責任を負いません。</p> <p>(8) 電気通信番号の登録方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
着信短縮ダイヤル機能	あらかじめ指定した契約者回線（当社が別に定める固定電気通信事業者に係る電気通信設備を含みます。以下「指定契約者回線」といいます。）へ着信する通信（通話モード及びデジタル通信モードによる通信に限ります。）を着信短縮ダイヤル番号により行うことができるようにする機能をいいます。	1 の着信短縮ダイヤル番号ごとに月額	22,000 円 (税抜)

<p>提供条件</p>	<p>(1) 通話音声契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者が指定できる指定契約者回線は、契約者回線又は当社が別に定める固定電気通信事業者の電気通信設備とします。</p> <p>(3) 着信短縮ダイヤル番号により行うことができる通信は、SB パートナーズ通信サービスの契約者回線からの通信に限ります。</p> <p>ただし、着信短縮ダイヤル機能を利用している契約者回線の契約者から、着信短縮ダイヤル番号により行うことができる通信の一部を規制してほしい旨の届出があった場合には、この限りではありません。</p> <p>(4) 契約者は、1 の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その発信を許容する地域を当社が定める地域単位ごとに指定することができます。</p> <p>(5) 当社は、その請求の承諾後、契約者が、当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。</p> <p>(6) 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の提供条件については、SB パートナーズ通信サービスの契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(7) 当社は、当社が別に定める固定電気通信事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者から着信短縮ダイヤル機能の利用の申込みがあったときは、この着信短縮ダイヤル機能を提供します。この場合において、契約申込みの方法及び承諾については、第 8 条 (SB パートナーズ通信サービス契約申込みの方法) 及び第 9 条 (SB パートナーズ通信サービス契約申込みの承諾) の規定に準ずるものとし、その他の提供条件の適用にあたっては、SB パートナーズ通信サービス契約者とみなして取り扱います。</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

インターネット接続機能	基本機能	<p>(1) メッセージデータ機能 メッセージデータを送受信すること及び受信するメッセージデータを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようにする機能をいいます。</p> <p>(2) 蓄積通知機能 メッセージデータ機能によりメッセージデータを蓄積したときに、その契約者回線にあらかじめ蓄積したことが通知できるようにする機能をいいます。</p> <p>(3) メッセージデータ変換機能 メッセージデータをメールアドレスを利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようにする機能をいいます。</p> <p>(4) 指定先情報接続機能 端末設備の操作等により指定した当社が別に定める電気通信設備に接続して、情報（端末設備に表示可能な数字及び文字をいいます。以下この欄において同じとします。）を受けられることができるようにする機能をいいます。</p> <p>(5) プラスメッセージデータ変換機能 メッセージデータを契約者識別番号を利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	300 円 (税抜)
	追加機能	<p>(1) 迷惑メール防止機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
		<p>(2) なりすまし電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、なりすまし電子メール（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
		<p>(3) URL 付電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、URL を含むもの（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
		<p>(4) 指定受信拒否機能 契約者識別番号又は当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める方法により、契約者が指定したものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料

		<p>(5) 接続先制限機能</p> <p>指定先情報接続機能の利用（当社が別に定める場合を除きます。）において、当社が分類した区分に該当すると認められた情報を受けることができないようにする機能又は当社が別に定める接続先に限り接続するようにする機能をいいます。</p>	1 契約者回線 ごとに月額	無料
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------	----



提供条件

- (1) 蓄積できるメッセージデータの数、1 のメッセージデータとして通信できる情報量等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (2) 蓄積したメッセージデータは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。
- (3) (2)の規定によるほか、機能の利用の中止等があったときは、すでに蓄積されているメッセージデータが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージデータの復元はできません。
- (4) 当社は、その契約者回線に係る契約者識別番号ごとに当社が別に定める 1 のメールアドレスを割り当てます。
- (5) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更等を行うことがあります。
- (6) 当社が別に定める端末設備が接続されている契約者回線からメッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能又はプラスメッセージデータ変換機能を利用する場合に、端末設備からの要求等により、当該機能のほか、指定先情報接続機能の利用による通信を行うことがあります。
- (7) 当社は、インターネット接続機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- (8) 当社は、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は指定先情報接続機能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等の起因する損害については、責任を負わないものとします。
- (9) メッセージデータの送受信はパケット通信モードにより行います。
- (10) 蓄積通知機能によりメッセージデータの蓄積通知を受信し、蓄積したメッセージデータを受信するために行った要求、そのメッセージデータ (250byte までのものに限りま  
す。)の受信並びに送信したメッセージデータの配信確認に係る通信料については、支払いを要しません。
- (11) メッセージデータの受信に係る通信料について、当該メッセージデータを受信した契約者回線の契約者が料金の支払いを要します。
- (12) メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能及びプラスメッセージデータ変換機能は、契約者回線において利用されている端末設備に具備された無線 LAN 機能 (米国電気電子学会 (IEEE) の定める規格 IEEE 802.11a/b/g/n に準拠したものをいいます。以下同じとします。)を利用し、当社が別に定めるところにより、SB パートナース通信サービスに係る無線基地局設備を経由することなく利用することができます。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の利用の登録をする場合は、この限りではありません。
- (13) 情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (14) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、接続先制限機能を提供します。この場合において、接続先制限機能は当社が別に定める種類から、あらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。
- (15) 接続先制限機能を利用している契約者 (20 才未満の者である場合に限りま  
す。)が、この取扱い又は機能の廃止に関する請求を行うときは、契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。
- (16) 接続先制限機能の提供を受けている契約者回線について、当社が接続先制限機能

		<p>提供することができないときは、その契約者回線からの指定先情報接続機能の利用を制限することがあります。</p> <p>(17) メッセージデータは、受信側の端末設備の種類又は利用している機能等によって、その一部が削除されることがあります。</p> <p>(18) 当社は、基本機能を一括して提供します。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>(19) SB パートナーズ通信サービス契約者について、料金月の起算日以外の日に契約の解除があったとき(契約の解除があった日の属する料金月に契約者回線の提供を開始した場合を除きます。)は、インターネット接続機能に係る月額料金の日割りを行いません。</p> <p>(20) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
位置情報検索機能【位置ナビ】	基本機能	<p>(1) 位置情報検索機能</p> <p>端末設備の操作等によりインターネット接続機能の指定先情報接続機能を利用して当社の電気通信設備（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）に接続し、検索対象者（インターネット接続機能の提供を受けている契約者回線又は当社が別に定める特定事業者が提供する機能の提供を受けている電気通信回線に係る契約者であって、本機能の利用により位置情報を送付することについてあらかじめ同意した者をいいます。以下同じとします。）の契約者回線に係る位置情報（契約者回線又は特定事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線に接続された端末設備の経度及び緯度等の情報をいいます。以下同じとします。）を検索する機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	200 円 (税抜)
		<p>(2) 指定時間位置情報検索機能</p> <p>端末設備の操作等によりインターネット接続機能の指定先情報接続機能を利用して当社の電気通信設備に接続し、指定した時間に検索対象者の契約者回線に係る位置情報を検索する機能をいいます。</p>	1 位置情報検索ごとに	5 円 (税抜)
	追加機能	<p>契約者回線位置情報検索機能</p> <p>インターネットを利用して当社の電気通信設備に接続し、契約者回線に係る位置情報を検索できるようにする機能をいいます。</p>	1 位置情報検索ごとに	5 円 (税抜)

	提供条件	<p>(1) インターネット接続機能の提供を受けている契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、検索対象者の契約者回線に係る契約者識別番号を、当社が別に定めるところによりあらかじめ登録していただきます。</p> <p>(3) 検索対象者は、位置情報検索の要求を行うことができる契約者回線に係る契約者識別番号を、当社が別に定めるところによりあらかじめ登録していただきます。</p> <p>(4) 当社は、契約者から位置情報検索機能を利用して位置情報検索の要求があったときは、そのことを検索対象者に係る契約者回線に通知します。</p> <p>(5) 検索した位置情報は、当社が別に定める時間が経過した後消去します。</p> <p>(6) 位置情報検索機能の利用の中止等があったときは、検索した位置情報を消去します。この場合において、消去された位置情報の復元はできません。</p> <p>(7) 契約者は、端末設備の操作等によるほか、インターネットを利用して所定の操作を行うことにより、位置情報検索機能を利用することができます。</p> <p>(8) 位置情報検索に係る付加機能使用料については、位置情報の検索ができなかったと当社が判断した場合は、その支払いを要しません。</p> <p>(9) 位置情報検索に係る通信のうち、位置情報検索の要求を受けた場合の位置情報の送りに係る通信料は、その送信を行った契約者回線の契約者が支払いを要します。</p> <p>(10) 第 62 条（責任の制限）の規定を適用するときは、付加機能利用料のうち位置情報検索ごとの料金を通信料とみなして取り扱います。</p> <p>(11) 検索した位置情報の保存期間等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>限度額設定機能【一定額ストップサービス】</b>	その契約者回線を用いて行われたSBパートナーズ通信サービス等の料金その他の債務(有料情報サービスの利用により生じた情報提供者の債権及び回収代行サービスの料金を含みます。)の累計額が、契約者があらかじめ指定した限度額を超えたときに、その契約者回線から発信する通信(当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。)を規制する機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額	100円(税抜)
	<b>提供条件</b>	(1) SB パートナーズ通信サービス契約者に限り提供します。 (2) 当社は、累計額が、契約者があらかじめ指定した限度額を超えたことを当社が確認したときから、確認日を含む料金月の翌料金月の初日における当社が別に定める時刻までの間、その契約者回線から発信する通信の規制を行います。 (3) 累計額の算定の対象となる料金等、本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	
<b>マルチデバイス接続機能【どこでもアクセス】</b>	インターネットを経由してメッセージデータ機能及びメッセージデータ変換機能を使用したメッセージデータの送信及び蓄積したメッセージデータの受信を行うことができる機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額	300円(税抜)
	<b>提供条件</b>	(1) インターネット接続機能の提供を受けている契約者に限り提供します。 (2) マルチデバイス接続機能を利用して送信したメッセージデータは、契約者回線から送信されたものとして取り扱い、当社の定めるところにより通信利用の制限の対象となる場合があります。	
(1) 端末設備の種類等により付加機能の全部又は一部の提供を受けられないことがあります。 (2) その契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域により、利用する付加機能の全部又は一部の提供を受けられないことがあります。			

## 2 固定電気通信事業者から契約者回線へ行った通信に係る料金額

(1) (2)以外の通話料

区分		料金額(次の秒数までごとに10円(税抜))			
	通信料	昼間※2	夜間※2	深夜・早朝※2	土曜日・日曜日・祝日 ※2
	在圏区域※1	30秒			
	北海道				
東北					

関東	
北陸	
東海	
関西	
中国	
四国	
九州	

(2) 相互接続通信（他社公衆電話から行った通信に限ります。）に係る通話料

区分	料金額（次の秒数までごとに10円（税抜））
通信料	全日
	15.5秒

(3) (4)以外のTVコール通信料及び64Kデジタルデータ通信料

区分	料金額（次の秒数までごとに10円（税抜））			
通信料	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日
在圏区域	16.5秒			
北海道				
東北				
関東				
北陸				
東海				
関西				
中国				
四国				
九州				

(4) 相互接続通信（他社公衆電話から行った通信に限ります。）に係るTVコール通信料及び64Kデジタルデータ通信料

区分	料金額（次の秒数までごとに10円（税抜））
通信料	全日
	8.5秒

※1 在圏区域を次表のとおり区分し、その在圏区域ごとに相互接続通信に関する料金を適用します。なお、在圏区域は通信を開始した時点の区域を適用し、その通信が終了するまで変更しません。また、電波の伝播状態により隣接する他の区域との間のもので取り扱うことがあります。

在圏区域	区域の範囲
北海道地区	北海道
東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県
関東地区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県

北陸地区	富山県、石川県及び福井県
東海地区	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県
関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
四国地区	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※2 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日における時間帯区分は以下のとおりとします。

区分	時間帯
昼間	土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時から午後7時までの間
夜間	土曜日、日曜日及び祝日を除く午後7時から午後11時までの間
深夜・早朝	午後11時から午前0時及び午前0時から午前8時までの間
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日における午前8時から午後11時までの間

### 3 手続きに関する料金

#### (1) 契約事務手数料

SB パートナース通信サービスに係る契約申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

区 分	単 位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円(税抜)

#### (2) USIM カード発行手数料

USIM カードの貸与に関する請求（契約の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

区 分	単 位	料金額
USIM カード発行手数料	1 の USIM カードごとに	3,000 円(税抜)

#### (3) 払込処理手数料

当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を発行したときに支払いを要する料金

区 分	単 位	料金額
払込処理手数料	1 の書面ごとに	200 円(税抜)

### 4 ユニバーサルサービス料

単 位	料金額（月額）
1 の契約者識別番号ごとに	3 円（税抜）

#### 4 の 2 電話リレーサービス料

単 位	料金額（月額）
1 の契約者識別番号ごとに	1 円（税抜）

## 5 工事費

- (1) 工事費の適用については、第 51 条（工事費の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 特別な作業を行う工事についての工事費の適用	特別な作業を行う工事を行った場合の工事費の額は、(2)（工事費の額）の規定にかかわらず、当社が別に算定する額とします。
イ 工事費の減免適用	当社は、(2)（工事費の額）の規定にかかわらず工事等の態様等を勘案して別に定めるところにより、その工事費の額を減免して適用することがあります。

- (2) 工事費の額

区分	単位	工事費の額
契約回線の利用の一時中断又は再利用に関する工事	1 の工事ごとに	500 円 (税抜)
契約者識別番号の変更に関する工事	1 の工事ごとに	3,000 円 (税抜)
着信短縮ダイヤル機能に関する工事	1 の工事ごとに	基本工事費 (300 円 (税抜)) + 3,500 円 (税抜) / 地域

## 6 証明手数料

当社は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その証明手数料の額を減免して適用することがあります。

単位	料金額
1 契約ごとに	400 円 (税抜)

## 7 付随サービスに関する料金等

付随サービスに関する料金には、次の種別があります。当社は付随サービス等の態様等を勘案して別に定めるところにより、その付随サービスに関する料金等の額を減免して適用することがあります。

### 第 1 通信料明細書の発行手数料

単位	料金額
1 契約者回線ごとに	月額 200 円 (税抜)

### 第 2 支払証明書等の発行手数料

単位	料金額
支払証明書等 1 枚ごとに	400 円 (税抜)

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料（当社が別に算定する額）が必要な場合があります。

### 第 3 請求書の送付手数料

単位	料金額
1 契約について送付 1 回ごとに	200 円(税抜)

第 4 ウィルスチェックサービス使用料

単位	料金額
1 契約者回線ごとに	月額 300 円(税抜)



## 別記

### 1 SB パートナーズ通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準及び技術的条件
SB パートナーズ通信サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則

### 2 契約者回線から送信できるメッセージデータ等及びメッセージ通信モードを利用した通信の数

- (1) 当社は、契約者回線から 24 時間内に次表に規定するメッセージデータ及び電子メール(以下この欄においてメッセージデータ等といいます。)の送信が行われ、同表に規定する制限数を超えた場合は、その時点から起算して(以下「起算時刻」といいます。)契約者回線からのメッセージデータ等の送信を 24 時間制限します。この場合において、制限数及び起算時刻は当社の機器により測定し、当社の業務遂行上やむを得ないときは、制限数又は起算時刻を変更することがあります。

通信の種類	制限数
メッセージデータ機能を利用して送信されたメッセージデータ、メッセージデータ変換機能を利用して送信された電子メール	499
プラスメッセージデータ変換機能を利用して送信された電子メール	当社が別に定める数

- (2) 24 時間以内に次表に規定するメッセージ通信モードを利用した通信が行われ、同表に規定する制限数を超えた場合は、起算時刻の属する日の翌日から契約者回線からのメッセージ通信モードによる通信を 24 時間制限します。この場合において、制限数及び起算時刻は SB パートナーズ通信サービスに係る機器により測定し、当社の業務遂行上やむを得ないときは、制限数又は起算時刻を変更することがあります。

1 契約者回線ごとに

通信の区別	制限数
メッセージ通信モードを利用した通信	199

### 3 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

- (1) 相互接続通信に係る料金を一括して定めるもの

ア イ以外のもの

接 続 形 態	料 金 の 取 扱 い 等
(ア) 発信：当社の契約者回線  着信：携帯電話事業者又は PHS 事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者：当社 料金を請求する事業者：当社 料金の支払を要する者：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い：この約款に定めるところによります。
(イ) 発信：当社の契約者回線  着信：固定電気通信事業者又は IP 電話事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者：当社又は固定電気通信事業者若しくは IP 電話事業者 料金を請求する事業者：当社又は固定電気通信事業者若しくは IP 電話事業者 料金の支払を要する者：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い：その固定電気通信事業者又は IP 電話事業者の契約約款及び料金表に定めがある場合を除き、この約款に定めるところ

		ろによります。
(ウ)	発信：当社の契約者回線  着信：国際電気通信事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者：当社又は国際電気通信事業者 料金を請求する事業者：当社又は国際電気通信事業者 料金の支払を要する者：その通信の発信に係る契約者回線の契約者（この約款に別段の定めがある場合を除き、国際電気通信事業者の契約約款及び料金表に定める国際電気通信事業者と電話利用契約等を締結している者に限ります。）  料金に関するその他の取扱い：この約款に別段の定めがある場合を除き、その国際電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
(エ)	発信：携帯電話事業者又は PHS 事業者に係る電気通信設備  着信：当社の契約者回線	料金設定事業者：携帯電話事業者又は PHS 事業者 料金を請求する事業者：携帯電話事業者又は PHS 事業者 料金の支払を要する者：その携帯電話事業者又は PHS 事業者の契約約款及び料金表に規定する者  料金に関するその他の取扱い：この約款に別段の定めがある場合を除き、その携帯電話事業者又は PHS 事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
(オ)	発信：固定電気通信事業者又は IP 電話事業者に係る電気通信設備  着信：当社の契約者回線	料金設定事業者：当社又は固定電気通信事業者若しくは IP 電話事業者 料金を請求する事業者：固定電気通信事業者又は IP 電話事業者 料金の支払を要する者：その固定電気通信事業者又は IP 電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者  料金に関するその他の取扱い：この約款に別段の定めがある場合を除き、その固定電気通信事業者又は IP 電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
(カ)	発信：国際電気通信事業者に係る電気通信設備  着信：当社の契約者回線	料金設定事業者：国際電気通信事業者 料金を請求する事業者：国際電気通信事業者 料金の支払を要する者：その国際電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する者  料金に関するその他の取扱い：その国際電気通信事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(2) (1)以外のもの

ア 相互接続通信に関する料金は、協定事業者が定める料金を除き当社が定めることとします。

イ 当社の契約者回線から行った通信に係る料金は、その通信の発信に係る契約者回線の契約者が支払を要します。

ウ 協定事業者に係る契約者回線から行った通信に係る料金は、協定事業者の契約約款及び料金表に定めがある場合を除き、その協定事業者に係る契約者回線の契約者が支払を要します。

エ 料金の請求その他の取扱いについては、この約款に別段の定めがある場合を除き、その協定事業者の約款及び料金表に定めるところによります。

#### 4 国際電気通信事業者の電話利用契約

事業者	電話利用契約
KDDI 株式会社	特定一般電話契約
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	携帯電話等国際利用契約

アルテリア・ネットワークス株式会社	一般電話契約
ブラステル株式会社	ブラステル国際電話サービス契約
株式会社アイ・ピー・エス	国際電話加入契約

## 5 新聞社等の基準

新聞社等の基準については次のとおりとします。

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に規定する有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を提供することを目的とする通信社

## 6 メッセージ通信モード又はパケット通信モード利用における不適切な行為

- (1) 他者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- (2) 他者に嫌悪感を抱かせる若しくは嫌悪感を抱かせるおそれのあるメールを送信する行為
- (3) 同意を得ることなく不特定多数の他者に、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 当社若しくは他社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為
- (6) 他者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) メッセージ通信モード又はパケット通信モード（メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能又はプラスメッセージデータ変換機能に限ります。）により利用し得る情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 他者になりすましてメッセージ通信モード又はパケット通信モード（メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能又はプラスメッセージデータ変換機能に限ります。）を利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工する行為を含みます。）
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為

## 7 通信料明細書の発行

- (1) 当社は、音声通話契約者から請求があったときは、その音声通話契約者に係る音声通話サービスの通信料明細書を、当社が設置した情報蓄積装置に登録した電子データにより発行します。
- (2) 音声通話契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、別表7第1（通信料明細書の発行手数料）に規定する手数料等の支払いを要します。

## 8 時報サービス等

(1) 当社は、次により時報サービス、電報類似サービス接続機能及び天気予報サービスを提供します。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

(2) 時報サービスは、1 の通信（通話モードによる通信に限ります。）について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6 分経過後 12 分までの間において、その通信を打ち切ります。

(3) 天気予報サービスは、その契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域により、当社が別に定める地域の気象情報を聞くことができます。

## 9 情報提供サービス

(1) 当社は、次により情報提供サービスを提供します。

区分	内容
情報提供サービス	SB パートナース通信サービスを利用し、通話モードによる通信を行うことにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるサービス

(2) 情報提供サービスで提供される情報は、当社が別に定める者により作成されます。

(3) 当社は、情報提供サービスに関する次の事項を定めます。

ア 情報提供サービスの区別。

イ 作成された情報ごとの情報番号（当社が情報提供サービスを提供するにあたって定めた 4 桁の数字又は記号を含む 5 桁の数字からなる番号をいいます。）。

ウ 情報提供サービスの内容。

エ 情報提供サービスの選択番号。

(4) 情報提供サービスを利用することができる時間帯等については、当社が別に定めるところにより、制限される場合があります。

(5) 情報提供サービスは、1 の通信（通話モードによる通信に限ります。）について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した後、その通信を打ち切ります。

(6) 当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

(7) 当社が行う情報提供サービスに関する損害の賠償は、第 62 条（責任の制限）の規定に準じて取り扱います。

## 10 短縮ダイヤル接続サービス

当社は、別に定める協定事業者に係る電気通信設備へ着信する通信（当社が指定した通信に限ります。）を短縮ダイヤル番号（短縮ダイヤル接続サービスを行うにあたって当社が付与した記号を含む 5 桁までの番号（着信短縮ダイヤル番号を除きます。）をいいます。）により接続します。

## 11 支払証明書等の発行

(1) 当社は、契約者等から請求があったときは、その SB パートナース通信サービス及び付随サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) 当社は、契約者から請求があったときは、当該契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書

(以下「預託金預り証明書」といいます。)を発行します。

- (3) 契約者等は、(1)又は(2)の請求をし、その支払証明書等(支払証明書及び預託金預り証明書をいいます。以下同じとします。)の発行を受けたときは、別表7第2(支払証明書等の発行手数料)に規定する手数料等の支払いを要します。

## 12 ウィルスチェックサービス

- (1) 当社は、次によりウィルスチェックサービスを提供します。

区別	内容
ウィルスチェックサービス	送受信されるファイルにコンピュータウィルスが含まれている場合、当社が別に定めるところにより、そのコンピュータウィルスの削除等を行うサービス

- (2) 当社は、SB パートナーズ通信サービス契約者から請求があったときは、その契約者回線について、(1)に規定するウィルスチェックサービスを提供します。
- (3) 契約者は、(2)の規定により、ウィルスチェックサービスの提供を受けているときは、別表7第4(ウィルスチェックサービス使用料)に規定する料金の支払いを要します。
- (4) 当社は、ウィルスチェックサービスを利用した場合に生じた、当社の責めによらない理由により生じた損害については、責任を負わないものとします。
- (5) ウィルスチェックサービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (6) 当社が行うウィルスチェックサービスに関する損害の賠償は、第62条(責任の制限)の規定に準じて取扱います。

## 13 請求書の発行

- (1) 当社は、契約者又は第51条の2(契約者以外の者による料金の支払い)第1項に規定する支払者が、契約者の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を経過した後支払われた場合であつて、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)は、請求書を発行します。
- (2) 第51条の2(契約者以外の者による料金の支払い)第2項の規定により、契約者に契約者の債務の支払いを請求する場合は、契約者の債務の支払いに関する請求書を発行することがあります。
- この場合において、当社は契約者の債務の支払いに関する請求書を契約者の住所に送付することとします。
- (3) 契約者は、(1)又は(2)に規定する請求書の発行を受けたときは、料金表第4表第4(請求書の送付手数料)に規定する手数料の支払いを要します。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

## 附則

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 28 年 12 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 3 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 14 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 5 月 9 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 26 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 2 月 26 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 5 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年 9 月 18 日から実施します。

(経過措置)

2 令和元年 9 月 18 日以降、SB パートナーズ通信サービスの申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、SB パートナーズ通信サービスの提供を受けている者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 2 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年3月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年8月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年12月1日から実施します。  
(SB パートナーズ通信サービスの廃止)
- 2 SB パートナーズ通信サービスは、廃止します。